令和七年八月二十九日十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があったので、同法第徳島県選挙管理委員会告示第七十九号

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸

正

史

	島			資
	田		氏	金管
	正 人		名	代表
				後者)の届
	議会議員	阿波市	公職の種類	(代表者)の氏名(金管理団体の届出をした者
	島田正人後援会		名称	河
	阿波市土成町土成字大木一三三 - 一			具
			主たる事務所の所在は	金
				管
				理
				寸
			地	体
	島田正人		代表者の氏名	
	八	令		指
	月 八 七			指定年月日
	八 日 年			日